

徳島県告示第七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年三月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		名 称	三和メディカル有 限会社
指定介護予防サービス事業を行う事業所		所 在 地	徳島市北佐古二番町一番三 二号
サービスの 種類	廃止の届出 の受理日	名 称	三和メディカル有限 会社
		所 在 地	徳島市北佐古二番町一番三 二号
介護予防福祉 用具貸与	令和四年十二 月二十日	種 類	介護予防福祉 用具貸与
特定介護予防 福祉用具販売	令和五年一月 二十日	の 受 理 日	令和五年一月 二十日
		廃 止 年 月 日	令和五年一月 二十日